

二重底配置に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編

鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編

改正事項

二重底配置に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-1 章第 9 規則では、貨物船には二重底を設ける旨規定されている。従って、原則的に二重底を設ける必要があるが、二重底を設けることが困難な箇所に対しては、二重底を省略する場合の要件も併せて規定されている。本会ではこれらの規定を、規則 C 編 6.1.1 及び CS 編 6.1.1 並びに同検査要領に取り入れている。

一方、SOLAS 条約が非適用となる、総トン数 500 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶に対しては、本会は総トン数及び船の長さに応じて、二重底を省略する場合の要件を規則 C 編 6.1.1 及び CS 編 6.1.1 並びに同検査要領に規定しているが、国内法による取扱いと差異が生じていた。

今般、国内法との差異を解消すべく、国土交通省船舶検査心得に基づき、総トン数 500 トン未満の日本籍船舶及び国際航海に従事しない日本籍船舶に対して、二重底を省略する場合の関連規則を改める。併せて、外国籍船舶に対しても、二重底を省略する場合の規定を明確化すべく関連規則を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 日本籍船舶であって、総トン数 500 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない乾舷用長さが 80m 未満の船舶については、二重底を省略できるよう改めた。
- (2) 国際航海に従事しない日本籍船舶であって、航路を制限（航行区域が平水、沿海及び限定近海）する乾舷用長さが 80m 以上の船舶については、損傷時復原性の代替要件に満足する場合は、二重底を省略できるよう改めた。
- (3) 国際航海に従事しない日本籍船舶であって、遠洋又は近海（限定近海を除く）を航行区域とする乾舷用長さが 80m 以上の船舶については、二重底を省略する場合には SOLAS 条約に基づく要件に適合するよう改めた。
- (4) 外国籍船舶について、二重底を省略する場合に適用となる規則を明確化した。